

本訴平成26年(ワ)第29256号

反訴平成27年(ワ)第25495号

本訴原告(反訴被告) 阿部宣男

本訴被告(反訴原告) 松崎参

準備書面(10)

2016年5月9日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴被告(反訴原告)訴訟代理人

弁護士 阿部哲二

同 平松真二郎

同 湯山花苗



一本訴原告準備書面(8)に対する反論一

本訴原告のホタル累代飼育に関する名誉棄損における主張に対しては、
本訴被告準備書面(2)及び(5)においてすでに詳述しているとおりである。

したがって、重複せず必要な範囲で反論する。

(以下、本訴原告を「原告」、本訴被告を「被告」とする。)

第1 はじめに

原告はホタルの累代飼育の実績を挙げ、その根拠として飼育記録簿を作成して厳格に管理してきたと主張するが、2014年9月5日に放送されたTBSテレビの夕方のニュース番組「Nスタ」において、原告自身が平成7年度に20万匹を羽化させたという報告が「ウソだった」と証言して

おり（），飼育記録の信憑性がないことは、すでに原告自身が認めているところである。

また、板橋区ホタル生態環境館において真実ホタル累代飼育がなされていないことは、すでに提出済みのDNA検査から明らかである（乙2）。

原告は、株式会社自然教育研究センター（以下、「自然教育研究センター」という。乙26）による生息調査が調査の名に値しないとし、乙2号証の報告書もまた信用できないものであると主張するが、自然教育研究センターは板橋区から生物生息状況調査を委託され、業務を適切に行っており、原告の主張するような杜撰な業務は行っていない。

したがって、原告の主張はみとめられない。

第2 ホタル館生息調査

1 自然教育研究センターの業務内容（平成26年1月27日付）

自然教育研究センターは、板橋区から、環境課施設ビオトープの生物生息状況調査業務を委託され、板橋区ホタル生態環境館内のホタル流れ（せせらぎ）及びビオトープ（実験水路）を調査した。

調査実施に際し、自然教育研究センターは、調査計画書を作成して区の承認を得て調査することとしており、対象生物を砂礫ごと収集・捕獲して、種ごとに個体数を記録し、記録後は原状回復の上、サンプル調査で得られた結果のから各調査地の種ごとの生息数を算出することとなっている。

自然教育研究センターは、仕様書（乙27）にもとづき、必要があるたび区に報告の上、承認を得て委託業務を遂行しており、問題とされる行為は一切ない。

2 自然教育研究センターの業務内容（平成26年4月1日～平成27年3月31日まで）

自然教育研究センターは、上記生息調査のあと、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、板橋区から、環境課施設ビオトープの生物生息状況調査業務を委託され、板橋区ホタル生態環境館ビオトープ（実験水路）管理及びホタル飼育・水質管理検査を実施した。

ここでも、自然教育研究センターは、仕様書（乙28）にもとづき、必要があるたび区に報告の上、承認を得て委託業務を遂行しており、問題とされる行為は一切ない。

3 このように、自然教育研究センターは、仕様書にもとづき、板橋区ホタル生態環境館内を調査及び管理をしていたのであって、その方法において問題はなく、区から是正を促されるようなことは当然のことながら一度もない。自然教育研究センターの調査及び管理に杜撰などころはなく、原告の主張は認められない。

第3 DNA検査結果について

原告は、「板橋区ホタル生態環境館のホタル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告）」（乙2）におけるDNA検査が信用できないことをもって、原告がホタルの累代飼育に成功していたと主張する。

しかし、被告準備書面(2)及び(5)で示したように、DNA検査結果から累代飼育が科学的に否定されたことは言うまでもない。

原告は、検体は自然教育研究センターが持ちこんだものであると主張するが、検体に用いられたサンプル一覧（乙29）にあるように、採取日や羽化場所についても明らかにしたうえでDNA検査を行っているのであって、原告の主張は認められず、上記報告書（乙2）は信用できる。

以上